

# 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

## 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行い、また、公の施設の管理を行わせている団体に対して、収支及び補助金等の算定は適正に行われているか、財政援助及び施設管理に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

## 第2 監査の対象

### 1 監査対象団体及び局

#### (1) 監査対象団体

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

#### (2) 監査対象局

オリンピック・パラリンピック準備局

### 2 団体の概要

#### (1) 団体の概要

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）は、都に在住する障害のある人の心身の健康の保持増進と自立、社会参加の促進を図るため、スポーツの奨励振興に関する諸事業を行うことを目的としている。当初、社団法人東京都精神薄弱者スポーツ協会として平成2年5月1日に設立され、平成15年4月1日に社団法人東京都障害者スポーツ協会に名称を変更し、平成21年7月1日には公益社団法人に移行している。

協会は、表1に掲げる事業を実施している。

(表1) 協会実施事業の概要

区分	主な事業
障害者のスポーツ活動の奨励振興事業	奨励振興事業、理解啓発事業、調査研究事業等
各種スポーツ大会の開催と協力事業	東京都障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会東京都選手団の派遣、東京CUP卓球大会の開催等
障害者スポーツセンターの経営事業	東京都障害者総合スポーツセンター・東京都多摩障害者スポーツセンターの管理運営

#### (2) 組織

協会は、主たる事務所を新宿区神楽河岸1番1号に置き、平成27年9月3日現在、役員21名（代表理事1名、理事18名、監事2名）（うち非常勤19名）及び職員76名（うち都派遣職員4名）で構成され、事務局、障害者総合スポーツセンター、多摩障害者スポーツセンターをもって組織されている。

### 3 都との関係

#### (1) 補助金及び分担金

都は、協会に対して、障害者スポーツ地域開拓推進事業外1事業について補助金を、初級障害者スポーツ指導員講習会外9事業について分担金を、表2のとおり、支出している。

(表2) 補助金及び分担金交付額一覧

(単位：円)

No.	補助事業名	区分	平成25年度 交付額	平成26年度 交付額
障害者スポーツの振興				
1	障害者スポーツ地域開拓推進事業	補助金	29,535,119	32,775,331
2	初級障害者スポーツ指導員講習会	分担金	1,338,515	1,184,642
3	中級障害者スポーツ指導員講習会	分担金	—	1,246,080
4	障害者スポーツセミナー	分担金	1,208,904	1,217,834
5	取組事例集の作成	分担金	—	6,411,803
理解啓発事業				
6	障害者スポーツ専門ポータルサイト運用事業	分担金	4,877,132	5,742,498
7	チャレスポ！TOKYO	分担金	13,780,000	14,305,000
8	パラリンピアン出前事業	分担金	5,598,565	5,329,228
競技会の開催等				
9	東京都障害者スポーツ大会	分担金	59,085,223	48,290,000
10	全国障害者スポーツ大会	分担金	76,153,457	67,416,969
11	障害者スポーツ競技力向上事業	分担金	8,016,585	8,280,663
その他				
12	障害者スポーツ協会の体制強化	補助金	—	5,215,473
補助金合計(1+12)			29,535,119	37,990,804
分担金合計(2~11の合計)			170,058,381	159,424,717
計			199,593,500	197,415,521

#### (2) 公の施設の管理運営

都は、障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るため、東京都障害者スポーツセンター条例(昭和59年東京都条例第24号。以下「条例」という。)により、表3のとおり、東京都障害者総合スポーツセンター(以下「総合スポーツセンター」という。)及び東京都多摩障害者スポーツセンター(以下「多摩スポーツセンター」という。)を設置している。

都は、平成23年度から平成27年度までの期間について、協会を指定管理者として、東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの管理に関する基本協定(平成23年4月1日締結。以下「基本協定」という。)及び表4の年度協定に基づき、これらの施設の管理運営を行わせている。

(表3) 協会を指定管理者としている公の施設の概要

名称	所在地	敷地	建物(延床面積合計)
東京都障害者総合スポーツセンター	北区十条台	21,656.88㎡	7,455.96㎡
東京都多摩障害者スポーツセンター	国立市富士見台	9,102.15㎡	6,389.25㎡

(表4) 年度協定

協定名	締結日	金額等
平成25年度東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの管理運営に関する年度協定	平成25年4月1日	674,698,000円
平成26年度東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの管理運営に関する年度協定	平成26年4月1日 平成26年11月19日改訂	703,184,000円 711,500,000円

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### (1) 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度に協会が実施した補助金及び分担金の対象事業及び指定管理業務を対象として実施した。

#### (2) 実地監査期間

ア オリンピック・パラリンピック準備局

平成27年11月5日及び同月11日

イ 協会

平成27年11月6日、同月9日、同月10日

### 第4 監査の結果

#### 1 協会の運営について

協会は、平成26年度において、補助金3,799万余円、分担金1億5,942万余円を受けて、障害者が地域でスポーツを楽しめるよう地域における活動の場を開拓するなど、障害者スポーツの奨励振興に努めているほか、障害者スポーツの理解啓発事業や東京都障害者スポーツ大会の開催等の事業を行っている。

また、協会は、指定管理者として都から指定管理料7億1,150万円の交付を受けて、総合スポーツセンター及び多摩スポーツセンターを管理運営している。平成26年度においては延べ28万6,611人が利用しているほか、障害者スポーツの広域的拠点として地域における障害者スポーツの振興事業等を行っている。

協会が行っている補助等の対象事業に係る事業の収支が適正に行われているかについては、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により検証した。また、各センターが設置目的や指定管理制度の趣旨に沿って運営されているかについては、事業の内容及び実績により検証した。

この結果、別項指摘事項を除き、協会が行った障害者スポーツ振興事業等の補助等対象事業及び障害者スポーツセンターの管理運営に係る収支及び補助金等の算定は適正であり、財政援助及び施設管理に係る事業は目的に沿って適切に執行されていると認められる。

## 2 指摘事項

### (1) 指定管理業務について

#### ア 指定管理業務の事業報告を適正に行うべきもの

協会は、基本協定に基づき、指定管理者として総合スポーツセンター及び多摩スポーツセンターを管理運営している。

基本協定第13条では、事業年度が終了した後、協会は、局に対して、管理運営事業の実施状況、収支の状況、工事・修繕の実績等について事業報告書により報告することとしている。

そこで、事業報告書について見たところ、次のとおり適正でない事例が見受けられた。

① 協会は、表5のとおり、決算書に計上している指定管理に要した費用のうち、指定管理料の金額を上回っている額を事業報告書に記載していない。

また、表6のとおり、指定管理に係る協会の収益は、都からの受託収益（指定管理料）の他に寄附金及び雑収益があるが、局が定めている事業報告書の様式には収益を記載する欄がなく、協会は収益を報告していない。

② 協会は、表7のとおり、平成25年度に指定管理料の金額を上回って実施した5件の修繕工事について、工事件名・内容・金額を事業報告書に記載していない。

また、局は、このうち事前協議が必要な3件の修繕を承認しているが、それらが事業報告書に記載されていないことを看過している。

協会は、協定に基づき指定管理業務に係る報告を適正に行われたい。

また、局は、指定管理業務についての的確に把握するため、報告を適正に行うよう協会を指導されたい。

(公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)

(オリンピック・パラリンピック準備局)

(表5) 決算書計上額のうち実績報告書に記載されていない勘定科目別金額

勘定科目		平成25年度	平成26年度
管理事務費	人件費	—	32,003円
	管理費	2,016,550円	1,386,252円
建物維持管理費	建物修繕費	7,413,807円	—
事業費	総括的事項	1,968円	—
	体育施設管理費	1,000,000円	88,606円
	宿泊室管理費	110,131円	—
	スポーツ振興事業費	—	432円
計		10,542,456円	1,507,293円

(表6) 指定管理業務に係る収益

勘定科目	平成25年度	平成26年度
受託収益	674,698,000円	711,500,000円
受取寄附金	1,450,000円	—
雑収益	2,016,550円	1,384,790円
計	678,164,550円	712,884,790円

(表7) 平成25年度事業報告書に記載されていない修繕工事一覧

施設(注)	工事件名	工事金額	事前承認
総合SC	①2階男子便所排気ファン修理工事	1,191,750円	あり
多摩SC	②体育館床補修工事	2,415,000円	あり
	③エントランス及び歩道修繕	1,404,375円	あり
	④ロビーLEDライト交換工事	490,003円	不要
	⑤雨漏り補修工事	252,000円	不要

(注) 以下、表内では、総合スポーツセンターを「総合SC」、多摩スポーツセンターを「多摩SC」という。

イ 修繕対象を確認して工事を行うべきもの

基本協定第6条では、施設の小規模な修繕は協会が、大規模な修繕は局が行うこととしている。これに基づき、予定工事額が50万円以上の補修について、協会が局に事前協議し、承認を得た上で工事を行うこととを両者で取り決めている。

ところで、協会は、表8のとおり、平成25年度に、局に事前協議の上、「2階男子便所排気ファン修理工事」により、総合スポーツセンターの換気設備の一部である排気ファン1点の交換を行った。しかし、その後、局は、平成26年度に、「東京都障害者総合スポーツセンター(26)換気設備改修工事」において、協会が交換した排気ファンを同程度の性能のものに誤って交換していることが認められた。

その結果、83万4,164円(監査事務局試算)が不経済支出となっている。

これは、局の修繕工事に先立って行った「東京都障害者総合スポーツセンター(26)換気設備改修工事实施設計」の委託契約において、受託業者と局との打合せでは修繕の対象となっていなかった換気ファンが、業者の提出した設計図面等で修繕の対象となっていたことを局が看過したこと、また、局が工事の設計・積算を行う際にも発見できなかったことによるものである。

局は、修繕対象を確認の上、工事を行われない。

(オリンピック・パラリンピック準備局)

(表8) 協会及び局が行った施設の換気ファン交換工事

工事の実施者	協会	局
工事件名	2階男子便所排気ファン修理工事	総合スポーツセンター(26)換気設備改修工事
工期	平成25.7.8～平成25.7.31	平成26.11.27～平成27.3.13
工事金額	1,191,750円	9,326,880円
交換した機器	換気ファン1点(機器番号(注)EF-15)	換気ファン21点(機器番号EF-15を含む)

(注) 機器番号は施設建築時に各機器に付した番号で、機器を交換しても同一の番号で認識している。

ウ 宿泊室使用料を預り金として経理すべきもの

局は、条例により、都における障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るため、総合スポーツセンターに6室(定員24人)、多摩スポーツセンターに6室(定員22人)の宿泊施設を設け、使用料を障害者及びその介護者が1人1泊当たり1,500円、

その他の者を2,000円と定めている。

宿泊室使用料の徴収事務については、局は、基本協定第17条により、両センターの指定管理者である協会に委託している。

各センターは、宿泊室使用料の徴収に当たり、利用者への納入の通知を口頭で行い、税外収入徴収簿の作成を省略することとされており、領収書を発行し、宿泊料金徴収実績日報により調定及び現金の管理を行っている。各センターは利用者から徴収した宿泊室使用料を、表9のとおり、都に納付している。

ところで、企業会計基準においては、一時的に預かった金銭で、後日返金するか、第三者に支払う金銭は預り金として経理することとされている。

しかしながら、協会は宿泊室使用料を預り金として経理しておらず適正でない。

協会は、宿泊室使用料を預り金として経理されたい。

(公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)

(表9) 宿泊室使用料の徴収状況

(単位：人、円)

区分	総合SC				多摩SC			
	平成25年度		平成26年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
障害者	1,919	2,878,500	1,895	2,842,500	1,976	2,964,000	1,969	2,953,500
介護者	365	547,500	422	633,000	479	718,500	544	816,000
その他	45	90,000	57	114,000	99	198,000	87	174,000
計	2,329	3,516,000	2,374	3,589,500	2,554	3,880,500	2,600	3,943,500

(2) 補助金等対象事業について

ア 障害者スポーツ貸与用具の購入・管理に係る事務を適正に行うべきもの

局は、協会に対して、「東京都障害者スポーツ地域開拓推進事業に係る補助金交付要綱」(平成26年3月31日付25才推調第355号。以下「要綱」という。)に基づき、平成26年度に3,277万5,331円の補助金を支出している。

障害者スポーツ地域開拓推進事業は、地域における障害者スポーツの普及振興を目的としており、局は、協会が行う障害者スポーツの活動の場の開拓や障害者スポーツ指導員の派遣と、これらの事業を実施するために必要な障害者スポーツ用具の購入、保守及び貸与に係る経費を補助している。

局は、要綱により、事業の実施に必要な用具として、20種の競技のために55種類791個の用具を備えることとしている。

この貸与事業について、次のとおり適正でない事例が見受けられた。

- ① 協会は、貸与用具を東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターに分散して保管しており、利用する団体の都合によりいずれのスポーツセンターにも返却できることとなっているが、監査日(平成27年11月6日)現在、協会は用具の保管場所、

数量等を正確に把握しておらず、適切でない。

- ② 協会は、平成26年度の要綱では「エアボールラウンド90」を購入することとされていたが、この製品が生産終了だったため、「アンダーゴルフセット」2セットを購入している。

しかしながら、購入物品を変更する際に、協会は電子メールで局に協議をしたものの、文書による変更申請を行っておらず、適正でない。

- ③ 局は、補助事業の実績を把握するため、貸与実績については協会に報告をさせているものの、購入及び保守については実績報告を行わせておらず、適切でない。

協会は、用具の保管場所、数量等を明確に把握するとともに、購入物品の変更に当たっては申請を適正に行われたい。

局は、補助事業の執行に当たり、協会が申請及び実績報告を適切に行うよう指導されたい。

(公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)

(オリンピック・パラリンピック準備局)

#### イ 契約事務及び経理事務を適正に行うべきもの

協会は、区市町村や地域スポーツクラブ等が障害者スポーツ事業を企画・実施した事例のうち、他の地域でも活用が可能と思われる取組について、事業企画当初から終了後の振り返りまで、段階ごとに、その検討・実施過程や他の地域にも共通する課題・解決策等をまとめ、事業実施を促進するマニュアルとして、障害者スポーツプロデュースマニュアル(以下「取組事例集」という。)を作成している。

ところで、協会の財務会計規程(平成21年7月1日規定第8号)第65条では、契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとしている。

取組事例集の作成原議を確認したところ、協会は契約書を作成していなかった。このことは、契約書が契約内容を証明するものであるにもかかわらず、協会は契約書の存在を確認せず請求書のみで取組事例集の作成代金456万8,580円を支払ったこととなり、適正でない。

また、局は、取組事例集の作成に係る分担金の支出について、事業終了後、分担金の精算額の検査を行っているが、この際に契約書が作成されていないことを看過しており適正でない。

協会は、契約事務及び経理事務を適正に行われたい。

局は検査を適正に行われたい。

(公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)

(オリンピック・パラリンピック準備局)

## 第5 運営状況の概要

### 1 財政面から見た都との関係

協会はその事業を4つの公益目的事業会計と法人会計の計5会計に区分して経理している。

平成26年度における経常収益は9億3,392万余円であり、これに占める都からの収入の割合は表10のとおり、97.3%となっている。

(表10) 協会の各会計の収入に占める都からの収入

(単位：千円)

区分		計	公益目的 事業会計 1	公益目的 事業会計 2	公益目的 事業会計 3	公益目的 事業会計 共通	法人会計
平成26年度収入額		933,926	83,716	138,127	702,884	1,769	7,427
都からの 収入	金額	908,915	77,403	130,011	701,500	0	0
	構成比率	97.3%	92.5%	94.1%	99.8%	0%	0%
補助金等収入		197,415	67,403	130,011	0	0	0
指定管理料収入		711,500	10,000	0	701,500	0	0
他の収入	金額	25,010	6,312	8,115	1,384	1,769	7,427
	構成比率	2.7%	7.5%	5.9%	0.2%	100%	100%

- (注) 公益目的事業会計1 障害者スポーツの奨励振興事業に係る収益及び経費を経理する  
 公益目的事業会計2 各種大会の開催等に係る収益及び経費を経理する  
 公益目的事業会計3 障害者スポーツセンターの管理運営に係る収益及び経費を経理する  
 公益目的事業会計共通 公益目的事業会計1～3に共通する収益及び経費を経理する

### 2 補助等の対象事業

#### (1) 障害者スポーツの振興

##### ア 障害者スポーツ地域開拓推進事業

障害のある人が身近な地域で継続してスポーツを楽しめるよう、協会は、表11のとおり、区市町村や公立体育施設の指定管理者、社会福祉施設・学校、地域スポーツクラブなど障害者スポーツに関するイベントや指導者に対する研修の実施を計画している団体の相談を受けて、イベントや研修の企画立案の協力をしているほか、指導員を派遣して健常者や障害者に対する体験指導、団体のスポーツ推進委員(注)等に対する研修講師・指導等を行っている。また、事業の実施に必要な場合には、スポーツ用具を貸し出している。この事業の実施に要した費用は表12のとおりであり、費用と同額の補助金を都から収入している。

(注) スポーツ推進委員とは、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条に基づき、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うもので、区市町村教育委員会が任命する。

(表 1 1) 開拓推進事業の実績

(単位：人)

区分	平成 2 5 年度				平成 2 6 年度				
	区市町村等	社会福祉施設等	地域スポーツクラブ	計	区市町村等	社会福祉施設等	地域スポーツクラブ	計	
事業数	30	14	8	52	37	17	11	65	
障害別	障害者のみ参加	8	9	2	19	4	3	1	8
	健全者のみ参加	14	1	2	17	17	6	6	29
	両方参加	8	4	4	16	16	8	4	28
内容別 延べ 事業数	企画立案	30	14	8	52	37	17	11	65
	運営	2	2	0	4	7	6	11	24
	体験指導	13	0	3	16	27	2	0	29
	指導	4	8	3	15	4	11	1	16
	講義	16	2	0	18	4	2	0	6
参加者数	3,669	1,076	884	5,629	4,021	1,617	982	6,620	
派遣指導員数	64	42	168	274	37	85	123	245	
延べ貸与用具種類数	81	36	47	164	102	11	99	212	

(表 1 2) 事業に要した費用

(単位：円)

区分	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	摘要
企画費	26,007,178	28,395,225	企画・打ち合わせ等
旅費交通費	318,418	314,187	指導員等交通費
消耗品費	687,906	1,467,655	貸与用具購入費等
諸謝金	849,000	879,000	講師・指導員等謝金
雑支出	805,737	1,719,264	用具修繕費・保険料等
什器備品購入支出	866,880	0	貸与用具購入費
計	29,535,119	32,775,331	

## イ 障害者スポーツ指導員の養成

障害者スポーツ指導員とは、障害者スポーツの振興と競技力向上にあたる障害者スポーツ指導者として公益社団法人日本障がい者スポーツ協会が認定する資格である。

協会は、地域における障害者スポーツの指導者を育成することを目的として、スポーツ推進委員及び区市町村職員を対象とする初級障害者スポーツ指導員講習会（以下「初級講習会」という。）、初級障害者スポーツ指導員を対象とする中級障害者スポーツ指導員講習会（以下「中級講習会」という。）を、表 1 3 のとおり、年度につき各 1 回行っている。

講習会の開催に要した費用は、初級講習会については平成 2 5 年度 1 3 3 万余円、平成 2 6 年度 1 1 8 万余円、中級講習会については平成 2 6 年度 2 2 0 万余円である。協会は、初級講習会については、費用と同額の分担金を、中級講習会については 1 2 4 万余円の分担金を、都から収入している。

(表13) 講習修了者数

(単位：人)

区分	受講対象者	修了者数	
		平成25年度	平成26年度
初級障害者スポーツ指導員講習会	スポーツ推進委員	41	38
	区市町村職員	14	13
	計	55	51
中級障害者スポーツ指導員講習会	初級障害者スポーツ指導員	—	37

#### ウ スポーツセミナーの開催

協会は、地域における障害者スポーツ振興のキーパーソンを育成するため、区市町村職員、地域スポーツクラブ等を対象に、障害者スポーツの推進に係る講演、障害者スポーツの体験等を行っている。

平成25年度の実講者数は151名、平成26年度は207名である。

開催に係る費用は平成25年度120万余円、平成26年度121万余円であり、費用と同額の分担金を都から収入している。

#### エ 取組事例集の作成

協会は、地域において、障害者スポーツ事業を実施する際に参考となるよう、先進事例について、企画から終了後の振り返りまで、課題・解決策を含めてまとめたスポーツプロデュースマニュアルを作成している。

作成に要した費用は、主に取材や原稿作成に係る委託料と印刷経費で、641万余円であり、費用と同額の分担金を都から収入している。

### (2) 障害者スポーツの理解啓発

#### ア 障害者スポーツ専門ポータルサイト運用事業

協会は、インターネット上に障害者スポーツのポータルサイト「TOKYO障スポナビ」を設け、障害者スポーツセンターの情報、都内公共スポーツ施設のバリアフリー情報、都内で活動中の障害者が参加できるクラブ・サークル情報等を掲載している。

このサイトのページビューは平成25年度約10万件、平成26年度約12万件となっている。

サイトの維持・更新に係る費用は、平成25年度487万余円、平成26年度574万余円であり、費用と同額の分担金を都から収入している。

#### イ 障害者スポーツ普及イベントの開催

協会は、スポーツに興味のない障害者にスポーツの楽しさを知ってもらい、始めるきっかけを提供するため、総合スポーツセンターにおいて、「チャレスポ！TOKYO」を年1回開催している。

参加者は、平成25年度1,204人、平成26年度1,417人である。

開催に係る費用は、平成25年度1, 378万余円、平成26年度1, 438万余円であり、このうち、都から平成25年度は1, 378万円、平成26年度は1, 430万余円を分担金として収入している。

#### ウ パラリンピアン出前授業の実施

協会は、都民とパラリンピアン（パラリンピック出場選手）との交流の機会を設けることで、障害者スポーツの普及と理解促進を図るため、都内の小中学校等にパラリンピアンを派遣し、講演と実技体験を行っている。

平成25年度においては、13団体で出前授業を行い2, 533人の児童生徒等が参加し、平成26年度においても13団体で2, 647人が参加している。

開催に係る費用は、主にパラリンピアンへの謝礼と協会の人件費で、平成25年度が559万余円、平成26年度が532万余円であり、費用と同額の分担金を都から収入している。

### (3) 競技会の開催等

#### ア 東京都障害者スポーツ大会

協会は、都在住・在勤の障害のある人を対象として、東京都障害者スポーツ大会を、都と共催で実施している。大会は、表14のとおり、19種目を、総合スポーツセンター、多摩スポーツセンター、駒沢オリンピック公園、東京体育館等を会場として行っている。参加者は、平成25年度は6, 179人、平成26年度は6, 155人である。

大会の事業収支の状況は表15のとおりであり、協会は、共催者である都から分担金を収入している。

(表14) 開催状況

種目名	開催時期
①陸上競技、②水泳、③ボウリング、④卓球、⑤サウンドテーブルテニス、⑥フライングディスク、⑦アーチェリー、⑧陸上競技、⑨フットベースボール、⑩バレーボール（知的障害部門）、⑪バスケットボール、⑫ソフトボール、⑬サッカー	5月～6月
⑭重度障害者競技会（スポーツの集い）	9月
⑮グランドソフトボール、⑯バレーボール（身体障害部門）、⑰重度障害者競技会（ボッチャ）、⑱バレーボール（精神障害部門）、⑲車いすバスケットボール	11月～2月

(表 1 5) 事業収支

(単位：円)

区分	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	摘要
受取補助金・助成金	63,235,223	52,440,000	都・区市町村等
うち都分担金	59,085,223	48,290,000	
受取負担金	640,000	580,000	スポーツ文化事業団等
受取寄附金	1,150,000	1,360,000	
経常収益計	65,025,223	54,380,000	
人件費	15,809,197	13,277,117	賃金等
委託料	15,910,858	15,872,037	送迎バス・トラック借上げ・会場設営
消耗品費	9,290,354	8,552,616	競技用消耗品等
印刷製本費	3,091,091	2,989,671	ポスター・プログラム作成
賃借料	6,747,141	4,048,218	会場借上げ費
諸謝金	7,401,000	7,473,500	補助員等謝金
雑費	5,537,925	3,939,595	
経常費用計	63,787,566	56,152,754	

#### イ 全国障害者スポーツ大会等への東京都選手団派遣事業

協会は、障害者スポーツに対する理解の促進等を図るため、全国障害者スポーツ大会及び全国車いす駅伝競走大会に東京都選手団を派遣する事業を行っている。

平成 2 5 年度は、1 3 競技について 5 3 8 人、平成 2 6 年度は 3 1 3 人の選手を派遣している。

派遣に係る費用は、平成 2 5 年度 7, 6 3 0 万余円、平成 2 6 年度 6, 7 6 4 万余円であり、このうち、都から平成 2 5 年度は 7, 6 1 5 万余円、平成 2 6 年度は 6, 7 4 1 万余円の分担金を収入している。

#### ウ 強化練習会の開催

協会は、全国障害者スポーツ大会を目標として選手の競技力を強化するため、強化練習会を開催している。

平成 2 5 年度は 1 7 競技につき延べ 7 0 回開催して参加選手数は 1, 1 3 4 人、平成 2 6 年度は 1 8 競技につき延べ 8 5 回開催して参加選手数は 1, 7 9 6 人である。

開催に係る費用は、平成 2 5 年度 8 0 1 万余円、平成 2 6 年度 8 2 8 万余円で、費用と同額の分担金を都から収入している。

### (4) その他

#### ア 協会の体制強化

協会は、障害者スポーツの推進事業等を強化するため、平成 2 6 年度に事務局分室を設置している。都は、事務局分室の設置に係る事務室敷金、工事費等 5 2 1 万余円の全額を補助している。

### 3 公の施設の管理運営

#### (1) 施設の概要

協会が、基本協定に基づき、指定管理者として管理運営している総合スポーツセンター及び多摩スポーツセンターの概要は表16のとおり、施設の概要は表17のとおりである。

(表16) スポーツセンターの概要

名称	東京都障害者総合スポーツセンター			東京都多摩障害者スポーツセンター		
開設年月日	昭和61年5月10日			昭和59年5月24日		
施設の概要	種類	名称	面積	種類	名称	面積
	土地	敷地	21,656.88 m <sup>2</sup>	土地	敷地	9,102.15 m <sup>2</sup>
	建物	本館	5,997.96 m <sup>2</sup>	建物	本館	4,996.59 m <sup>2</sup>
		洋弓場	1,458.00 m <sup>2</sup>		宿泊棟	1,392.66 m <sup>2</sup>
工作物	運動場等	2個	工作物	門扉	2個	

(表17) 各スポーツセンターの施設の概要

(単位：m<sup>2</sup>)

施設		施設の概要・面積			
		総合SC		多摩SC	
体育施設	体育館	バスケットボール1面	746.39	バスケットボール1面	753.66
	トレーニング室	車椅子ローラー等	140.55	車椅子ローラー等	175.75
	屋内温水プール	25m6コース	656.29	25m5コース	654.75
	卓球室	卓球台3台	137.91	卓球台3台	89.86
	サウンドテーブルテニス室	S T T (注) 用卓球台1台		S T T 用卓球台1台	17.46
	運動場	1周200m6コース	7,082.00	—	—
	アーチェリー場	的数8、50mまで	1,539.00	—	—
	テニスコート	ハードコート2面	1,330.00	—	—
	スポーツ広場	クレイコート	640.00	—	—
文化施設	集会室、印刷室、録音室、図書室		集会室4、印刷室、録音室		
宿泊施設	6室24名		6室22名		
駐車場	33台		59台		

(注) S T T : サウンドテーブルテニスの略

#### (2) 施設の利用状況

センターを利用できるのは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者か、同程度の障害を有する者で、利用に当たっては、初回に利用登録を行う。利用登録時には、安全にスポーツができるよう、障害程度、病気・服薬の有無、掛かり付けの医療機関等を確認し、事情に応じ医事相談の上で利用者カードを発行する。

施設を利用する際には、受付で利用者カードを提示して、体育館・プールなど施設ごとに利用証の発行を受けてから、各施設で利用証を提示して利用する。利用証には、障害程度、医療機関等が印刷されており、事故があった時にも正確で迅速な対応を行えるようにしているほか、利用者がどの時点でどの施設を利用しているかを把握できるようシステムにより管理するなど、安全に利用できるよう仕組みを整えている。

## ア 体育施設

### (ア) 個人利用

各体育施設には指導員が常駐しており、「一人で行ってもスポーツができる」環境を整え、表18のとおりスポーツへの導入、初心者指導、レベルアップ指導、トレーニング指導など、障害の種類、程度、スポーツの経験など個人に合わせた指導を行っている。また、日ごろの練習の成果を発揮する場として、各種大会を開催している。

(表18) 平成26年度スポーツ教室・大会の開催状況

(単位：回、人)

区分	総合SC		多摩SC		概要	
	回数	参加人数	回数	参加人数		
教室	スポーツ導入教室	76	1,874	123	2,921	水中運動、体操等
	入門教室	55	1,503	79	2,189	卓球、水泳、トランポリン等
	中上級教室	40	626	15	97	水泳、アーチェリー等
	アウトドア教室	11	260	2	71	スキー、キャンプ等
	ジュニア対象教室	18	504	62	1546	体操・水泳等
	重度障害者対象教室	8	168	11	165	水泳
	アスリートサポート	175	909	26	304	車いすバスケ、陸上、水泳等
大会	9	1,139	5	952	水泳、テニス、陸上等	

### (イ) 団体利用

クラブ、サークルなど団体が利用する場合には、施設の範囲・時間などを区切って専用で利用することができる。団体利用に当たっては、予約を必要とし、利用希望団体が多い場合には抽選で利用者を定めるほか、1団体につき週1回までなど制限を設け、個人利用と団体利用との両立を図っている。個人に対する利用可能時間の周知は、施設入口のホワイトボード、センターのウェブサイト等で行っている。

## イ 宿泊施設の利用

都は、宿泊施設について、障害者及びその介護者1名は1,500円、その他は2,000円の使用料を徴収しており、協会は都から徴収事務の委託を受けて、使用料の収受及び都への納付を行っている。

## ウ 利用実績

### (ア) 利用登録者数

平成26年度に新たに利用登録をした者は1,711人で、開設以来の累計は6万2,422人となっている。5年推移を見ると、表19のとおり、各年度の新規利用登録者数は微増傾向で推移している。

(表 1 9) 新規利用登録者数の推移

(単位：人)

施設名	平成21年度まで	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
総合SC	32,216	858	958	969	945	975	36,921
多摩SC	21,774	726	634	834	797	736	25,501
合計	53,990	1,584	1,592	1,803	1,742	1,711	62,422

## (イ) 利用者数

平成26年度の利用者数は延べ28万6,611人で、5年推移を見ると、表20のとおり、微増傾向で推移している。障害種別では、表21のとおり、肢体不自由及び知的障害が多い傾向にある。施設別では、表22のとおり、プールの利用が最も多く、トレーニング室、体育館もよく利用されている。

(表 2 0) 利用者数の推移

(単位：人)

施設名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合SC	153,342	158,877	152,552	154,586	157,977
多摩SC	115,177	120,963	127,592	129,957	128,634
合計	268,519	279,840	280,144	284,543	286,611

(表 2 1) 平成26年度障害種別別利用者数

(単位：人、%)

障害種別	総合SC		多摩SC		計	
	利用者数	構成比率	利用者数	構成比率	利用者数	構成比率
重複障害	9,815	6.2	8,695	6.8	18,510	6.5
視覚障害	13,003	8.2	6,733	5.2	19,736	6.9
聴覚障害	5,988	3.8	7,265	5.6	13,253	4.6
肢体不自由	73,957	46.8	64,065	49.8	138,022	48.2
内部障害	2,260	1.4	2,920	2.3	5,180	1.8
知的障害	42,474	26.9	28,245	22.0	70,719	24.7
自己申告	788	0.5	1,102	0.9	1,890	0.7
精神障害	9,692	6.1	9,609	7.5	19,301	6.7
合計	157,977	100	128,634	100	286,611	100

(表 2 2) 平成 2 6 年度施設別利用者数

(単位：延べ人、%)

	総合 S C		多摩 S C		合計	
	利用者数	構成比率	利用者数	構成比率	利用者数	構成比率
体育館	34,455	16.7	33,355	19.2	67,810	17.8
屋内温水プール	62,798	30.4	48,994	28.2	111,792	29.4
卓球室	17,350	8.4	14,312	8.2	31,662	8.3
トレーニング室	33,110	16.0	38,712	22.3	71,822	18.9
運動場	26,551	12.8	—	—	26,551	7.0
アーチェリー場	4,483	2.2	—	—	4,483	1.2
スポーツ広場	602	0.3	—	—	602	0.2
テニスコート	7,323	3.5	—	—	7,323	1.9
体育施設小計	186,672	90.3	135,373	77.9	322,045	84.6
集会室	15,388	7.4	26,131	15.0	41,519	10.9
録音室	134	0.1	560	0.3	694	0.2
印刷室	1,162	0.6	1,509	0.9	2,671	0.7
その他	837	0.4	3,072	1.8	3,909	1.0
文化施設小計	17,521	8.5	31,272	18.0	48,793	12.8
宿泊室	2,383	1.2	2,612	1.5	4,995	1.3
談話室	—	—	4,096	2.4	4,096	1.1
宿泊小計	2,383	1.2	6,708	3.9	9,091	2.4
相談	253	0.1	348	0.2	601	0.2
合計	206,829	100	173,701	100	380,530	100

## (3) 広域的施設としての機能

各センターは、障害者のスポーツ活動を支援する全都的・広域的な施設としても位置付けられており、基本協定に基づき、障害者がより身近な地域でスポーツを行える環境の整備を推進するため、表 2 3 のとおり、区市町村、社会福祉施設、学校等と共同して、地域におけるスポーツ教室、イベント、障害者スポーツ体験等の事業を行っている。

また、そのために必要な障害者スポーツ指導員やボランティアの養成を、表 2 4 のとおり、行っている。

(表 2 3) 地域振興事業の実施状況

(単位：回、人)

施設名	対象団体区分	平成 2 5 年度		平成 2 6 年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数
総合 S C	区市町村	15	1,102	32	1,565
	社会福祉法人・学校等	28	796	23	567
	計	43	1,898	55	2,132
多摩 S C	区市町村	21	718	27	931
	社会福祉法人・学校等	21	980	16	748
	計	42	1,698	43	1,679
合計		85	3,596	98	3,811

(表 2 4) 平成 2 6 年度講習会開催実績

(単位：回、人)

内容	総合 S C		多摩 S C	
	回数	参加者数	回数	参加者数
スポーツボランティア講習会	4	45	1	30
初級障害者スポーツ指導員講習会	1	56	1	60
フォローアップ講習会	4	179	6	73

## (4) 管理運営

## ア 配置人員

各センターへの配置人員の状況は表 2 5 のとおりである。

各センターの体育施設において、多様な障害を持つ障害者に多くの種類の障害者スポーツを指導するためには、障害の態様に対する理解や多種のスポーツの技能を持つ必要があることから、協会は、各センターに上級、中級の障害者スポーツ指導員を配置している。

また、職員は、指導員資格のほかにも種々の福祉系の資格やスポーツ系のトレーナー・インストラクター資格等を保有している。

(表 2 5) 施設別配置人員

(単位：人)

施設	人数	うち障害者スポーツ指導員	
		上級	中級
総合 S C	27	9	5
多摩 S C	22	8	3
計	49	17	8

## イ 施設の維持

総合スポーツセンターは昭和 6 1 年に、多摩スポーツセンターは昭和 5 9 年に、それぞれ竣工しており、いずれも 3 0 年以上が経過している。局は、総合スポーツセンターの大規模修繕を平成 2 8 年度に、多摩スポーツセンターを平成 2 9 年度に、それぞれ計画しているため、各センターは、管理運営上早急に修繕を必要とするものに限って工事を行っており、その実績は表 2 6 のとおりである。

(表 2 6) 修繕工事实績

(単位：円)

	平成 2 5 年度		平成 2 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
総合 S C	34	4,633,927	30	3,790,846
多摩 S C	37	12,332,737	33	17,016,473
計	71	16,966,664	63	20,807,319

ウ 利用者満足度の把握

利用者満足度の調査については、表 27 のとおり、主に利用者からの苦情・意見を投書箱により受け付けて把握し、対応している。匿名の苦情及び意見に対しては、苦情や意見への回答及び対応を受付前のホワイトボードに表示することで利用者に伝達している。

(表 27) 苦情・要望の処理状況

(単位：件)

施設	平成 25 年度		平成 26 年度	
	苦情	要望	苦情	要望
総合 S C	10	20	24	32
多摩 S C	16	30	4	3

(5) 収支の状況

指定管理業務に係る収支を現在の指定管理の協定期間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）について見ると、表 28 のとおり、収支は概ね均衡している。

平成 26 年度における収支について見ると、経常収益合計は 7 億 1, 288 万余円で、このうち 99. 8% が都からの指定管理料である。経常費用は、7 億 1, 327 万余円で、このうち、人件費・一般管理費等を経理する管理事務費が 45. 7%、設備保守費、維持修繕費、光熱水費等を経理している建物維持管理費が 34. 1%、体育施設等の管理や事業の運営に要する費用を経理している事業費が 20. 3% となっている。

(表 28) 指定管理期間における収支の推移

(単位：千円、%)

勘定科目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
				金額	構成比率
受託収益	674, 538	671, 466	674, 698	711, 500	99. 8
受取寄附金	0	0	1, 450	0	0. 0
雑収益	730	3, 124	2, 016	1, 384	0. 2
経常収益計	675, 269	674, 590	678, 164	712, 884	100
管理費	316, 550	326, 344	323, 009	325, 850	45. 7
建物維持管理費	216, 568	219, 226	226, 436	242, 948	34. 1
事業費	132, 455	131, 300	136, 501	144, 475	20. 3
経常費用計	665, 573	676, 871	685, 947	713, 274	100
差引	9, 695	△ 2, 281	△ 7, 782	△ 390	

(注) 表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。